

2 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例（案）について

1 基準を定める条例（案）の名称

「白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）」

2 趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により、子ども・子育て支援法が制定され、市町村の確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合は、保護者が施設に支払うべき額を限度として、施設型給付や地域型保育給付として施設が受け取ることができることとなります。これに伴い、特定教育・保育施設設置者及び特定地域型保育事業者については、市町村の条例による運営に関する基準を満たす必要があるとされております。

本市の条例（案）は、国の基準と異なる内容を定める特別な理由がないことから、国の基準と同様に策定します。

3 担当課等

白井市健康福祉部 児童家庭課 保育班